



室蘭工業大学

学術資源アーカイブ

Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive



オーストラリアおよびニュージーランドにおける社会政策の現状から学ぶ：
公共サービス、言語教育、ジェンダー平等の観点から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): Public Services, Gender Equality, Internationalisation, Social Policy, Language Education Policy 作成者: ハグリー, エリック トーマス, 清末, 愛砂, 永井, 真也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/2838

オーストラリアおよびニュージーランドにおける社会政策の現状から学ぶ：公共サービス、言語教育、ジェンダー平等の観点から

その他（別言語等）のタイトル	Public Services, Language Education, and Gender Equality from the Viewpoint of Australia and New Zealand's Present Social Policy
著者	ハグリー エリック トーマス, 清末 愛砂, 永井 真也
雑誌名	室蘭工業大学紀要
巻	63
ページ	123-134
発行年	2014-03-18
URL	http://hdl.handle.net/10258/2838

オーストラリアおよびニュージーランドにおける社会政策 の現状から学ぶ —公共サービス、言語教育、ジェンダー平等の観点から—

ハグリー・エリック^{*1}, 清末 愛砂^{*1}, 永井 真也^{*1}

Public Services, Language Education, and Gender Equality from the Viewpoint of Australia and New Zealand's Present Social Policy

Eric HAGLEY^{*1}, Aisa KIYOSUE^{*1}, Shinya NAGAI^{*1}

(原稿受付日 平成 25 年 6 月 28 日 論文受理日 平成 26 年 1 月 24 日)

Abstract

This paper looks at public services, language education and gender equality from an Australian and New Zealand social policy viewpoint and, in doing so, offers some perspectives that Japan's policy makers could take up. Due to the effects of economic and social globalisation, public services, language education and gender equality have become important areas of concern for policy makers and Japan, like other countries, has on ongoing responsibility to its citizens in each of these. Australia and New Zealand have had to deal with changes in them earlier than most other countries due to their size and the relatively quicker impact of globalization on them, and it is for this reason that these countries were chosen to carry out a comparative study. Shinya Nagai looks at Australia's public services while Eric Hagley focuses on the language education policy of that country. Aisa Kiyosue takes up the issue of gender equality policy from a New Zealand perspective.

Keywords : Public Services, Gender Equality, Internationalisation, Social Policy,
Language Education Policy

1 はじめに

本稿は、室蘭工業大学ひと文化系領域に所属する研究分野の異なる 3 名の教員が 2012 年度に以下に示す共同認識の下で、互いの分野を補完しながら行った共同研究の結果を研究報告としてまとめたものである。本研究の実施にあたっては、平成 24 年度室蘭工業大学 21 世紀科学研究費を活用した。

3 教員は、これまでに社会政策の発展に大きく関係する、公共サービス（永井）、言語教育（ハグリー）、ジェンダー平等（清末）の 3 つの課題を中心に研究を進めてきた経緯を有している。その研究過程で、社会政策や公共政策を含む各国の政策の内容が、世界規模の資本主義の巨大化によって生じてきた「経済のグローバル化」を中心とする、さまざまな形態の「グローバル化」により、正と負の影響を大きく受けてきたことを確認してきた。その認識の共有を通し、今後の研究のさらなる発展のために、3 教員が個別に取り組んできた各課題

^{*1} 室蘭工業大学ひと文化系領域

において先進的な取り組みを進めている国の政策から示唆を得るための共同研究を実施することを思いついた。

本研究でオーストラリアとニュージーランドを調査対象国として選んだ理由は、両国がこれらの課題や分野において国際社会から高い評価を受けてきたからである。本研究を通し両国の政策内容やその現状、および日本の政策との違いを明らかにし、今後の研究の布石としたい。

オーストラリアには2012年9月にハグリーと永井が、ニュージーランドには2012年12月に清末と永井がそれぞれ1週間程度滞在し、ヒアリング調査を行った。第2章は永井が担当し、オーストラリアの公共サービスと民営化について述べる。第3章はハグリーが担当し、オーストラリアの言語教育と国際化について述べる。第4章は清末が担当し、ニュージーランドのジェンダー政策について述べる。

2 オーストラリアの公共サービス

2.1 地方自治制度の違い

日本と違いオーストラリアは連邦制の国家であるために各州が強い権限を持っている。一方、連邦政府が徴税の8割を担う中央集権的な要素も兼ね備え、結果的に国と州の権力がバランスしているといわれている。

オーストラリアは、連邦政府、州政府、地方自治体の三層制をとっている。州政府が行政サービスの実施に強い権限を持っており、その下に日本の市町村にあたる地方自治体が置かれている。地方自治体は、非常に弱く政府全体の歳出の5%程度で、健全に運営できなければ州に取り潰されることもあり、原則的に借金をすることは認められていない⁽¹⁾。

地方自治体の歳入構造は日本と似ており、歳入の60%以上を日本の固定資産税に相当するレート(Rates)⁽²⁾が占めている。固定資産税は、地域の便益が還元される地価に課税するものであるため、自治体が地域を活性化しようとする要因の一つである。

2.2 ウロンゴン市での調査

オーストラリアでは、地方自治の状況をウロンゴン市において調査した。シドニーの南65kmに位置する、人口17万人の同市を調査対象とした理由

は、室蘭市と鉄鋼の町という共通点があったからである。ウロンゴン市は、オーストラリアの自治体の特徴を踏まえ、主な歳入をレイトが占める弱い財政である。公共サービスの運営状況の調査として、市役所、労働組合、およびウロンゴン大学で聞き取り調査を実施した。

ニュー・サウス・ウェールズ州のシドニーより南のエリアをカバーする南海岸労働組合(すべての職種の労働者が対象)のアーサー・ロリス(Arthur Rorris)書記長に案内役を依頼した。彼の紹介によりウロンゴン市のゴードン・ブラッドベリー(Gordon Bradbery)市長にも聞き取りをすることができた。

ウロンゴン市の状況を財政面から見ると、2011年の決算⁽³⁾における総歳出額は約2.3億豪ドル(2013年6月28日の為替レートで約210億円)であった。項目別で歳出の大きい順にみると、公共交通約4,184万豪ドル(18.2%)、ごみ収集約3,234万豪ドル(14.0%)、管理部門約1,615万豪ドル(7.0%)、公園と運動場の管理約1,511万豪ドル(6.5%)、雨水処理約1,109万豪ドル(4.8%)、水道事業約1,056万豪ドル(4.6%)、図書館約942万豪ドル(4.1%)となる。日本と違い、教育や介護・医療は州政府が担当するサービスである。

支出の上位となる市のサービスから公共交通、ごみ処理、公園と運動場の管理⁽⁴⁾についての聞き取り調査の結果を以下に示す。

2.2.1 公共交通(Transport Services)

公共交通政策は、道路や橋の維持も含め公共交通などの交通全体の運営を担っている。

ウロンゴン市はニュー・サウス・ウェールズ州南部地域の中心都市である。郊外の発達による中心地の衰退は、このまちも例外ではなく、特にリーマンショック以降のまちには空き店舗が目立っていた。中心市街地の衰退はアメリカなど他の国でも深刻な問題であり、地価の下落だけでなく、治安の悪化、教育の問題などの原因とされ地域社会の課題である。

市役所関係者によると、その対策の一環として、郊外にあるウロンゴン大学(学生数2万人)に向けたシャトルバス(Free Gong shuttle)を市民に無料で開放している⁽⁵⁾。利用者は月曜日から金曜日で、一日に11,000人、この12ヶ月では200万人である⁽⁶⁾。公共交通による中心地へのアクセスを改善したところ、実際に中心地への人出が多くなっ

たという。これは中心地の活性化策として市と大学の連携で行なわれた政策である。他の政策においても、市役所と大学が連携して政策を実施することは一般的である。

今後の予定として、ウロンゴン市内における自転車利用計画の見直しや、シャトルバスの拡充も検討している。

2.2.2 ごみ処理(Waste Management)

オーストラリアの地方自治は 3R (Rates, Roads, Rubbish) といわれ、ごみ収集は重要な公共サービスである。

ごみ収集車は大型かつ機械化されており、道沿いに出されたごみ箱を全自動で収集車に回収する。しかし、歳出の 14% と割合も高く、日本と比べても金額的に多いため、その理由を尋ねると、1 トンあたり 120 豪ドル弱の税金を州政府に支払っていると回答があった。州政府が地方自治体に課税しているというのである。

ごみを減らすために課税をする方法は、炭素税も同様で、日本でも有料ごみ袋等があるが個人や企業を対象に課税しており、地方自治体を対象として課税することはない。また、国や都道府県から市町村にインセンティブ誘導のための補助金を出すことはあっても、課税はない。

補助金と課税を複合的に用いると、資金移動が双方向になるため、善い行いには資金を与え悪い行いには課税をするというピグー的な政策をとることが可能になる。しかし、自治体間の課税という方法は政策効果を高める一方で、補助金と異なり課税する側に強制権を与えることになる。

2.2.3 公園と運動場の管理(Parks and Sportsfields)

ウロンゴン市は、公園が非常に広く海岸線も公園として整備されている。市内には 27 ヶ所の公園、65 ヶ所の運動場、220 ヶ所の競技場、155 ヶ所の遊び場がある。

ウロンゴン市の財政支出を見ると、公園と運動場が歳出の第 4 位で約 1,511 万豪ドル (2013 年 6 月 28 日の為替レートで約 13 億 8,000 万円) の資金をかけている。他の項目として計上されているボタニック・ガーデン約 307 万豪ドルや、自然保護エリア約 272 万豪ドルのような日本では公園管理費になる部分も合わせると約 2,090 万豪ドル (9.1%) になる。参考までに、室蘭市の 2012 年度予算では 5,700 万円強である。日本の社会資本整備は道路や

橋等構築物が多く、公園整備というのはあまり聞かない。

市役所で公園にお金をかける理由を訪ねると、住民が望んでいるからという回答であった。公園を整備して景観がよくなると、土地の価格も上がり、その土地を買えるほどの所得のある人が居住するようになるので、固定資産税が増え、まちづくりの方法としては理にかなっているだろう。日本では住民税も増えることになる。

日本は社会資本で箱モノを作っても、利用率が低いことや維持管理費が高いことが問題になるが、箱モノによって土地の価格が上昇するほどの便益を受けることはあまりない。公園を社会資本として評価し、まちづくりの核に据えることは合理的な方法である。

2.3 民営化政策

公共部門では NPM(New Public Management) として、先進各国で始まった行財政改革は日本でも取り込まれており、橋本内閣、小泉内閣において実行された。

NPM のなかでも、公共サービスに係る民営化政策を「プライバタイゼーション」(Privatisation) と呼び、政府に代えて民間企業に公共サービスを委ねる行財政の効率化手法を意味する。日本では、PFI や指定管理者制度等が民営化に該当するが、オーストラリアでは、プライバタイゼーションは「売却」を意味する。公共サービスの供給主体は当初から州政府等が所有する会社である。行政が所有し、利益が出ている会社を民間に売却し、その売却で得た資金で他の公共サービスを充実させるのである。売却すると民間企業が運営するようになるため、民営化と捉えられる。

日本では、ゆうちょ銀行や NTT のように政府が全部または一部の資本を持ち続け、会社形態の株式化を目的とする場合があり、株式の売却による資金調達を第一の目標にしていない。日本ではプライバタイゼーションは効率化することであるが、オーストラリアでは資金調達することである。

訪問の際に、ニュー・サウス・ウェールズ州が、シドニー港と連動してウロンゴン市にあるケンブラ港を 99 年間リースするという話が出ていた。リースで得た資金を地域の病院の運営資金や教育の改善資金に回すというものである。しかし、港で働く人たちは組合つぶし (リストラ) と考えていた。「プラバタイズ」(Privatise) 以上に「メカナイ

ズ」(Mechanise)という言葉が聞こえ、それは機械の導入による労働者のリストラを意味していた。プラバタイズもメカナイズも市場主義の代名詞として、労働者に非常に嫌われている言葉である。また、このプライバタイズの動機は、教育や医療にお金を回すことで、有権者の支持を得て次の選挙でも当選したいという政治家の野心ではないかと言われていた。

聞き取り調査から半年後の報道によると、州政府が2013年4月に、入札で落札した民間企業に99年リース方式でシドニー港とケンブラ港の貸し付けを正式に決定した。この決定により、同政府はシドニー港のリース料として43億1千万豪ドル、ケンブラ港のリース料として7億6千万豪ドルを手にするようになる。そのうち20億豪ドル以上の額を道路インフラに投資する。限られた財源のなかで、プライバタイゼーションは大きな資金を手にする方法としての選択肢として考えられる。政策的にメリハリの利いた運営している点は参考になる。

2.4 おわりに

ウロンゴン市での調査では、室蘭市が経験した鉄鋼不況を先方も経験していることや、最近のリーマンショックによる不況を経験しているなど条件のよく似た自治体であることがわかった。そして、自治体の行財政運営の方法の異なる点は、新しい自治の手法として参考にできる。

本稿で取り上げた主な公共サービスは行政が計画的に運営しているが、現場の作業は民間企業に委託している。その点は日本でも同様で、特に室蘭市でも全面的に民間企業に公共サービスの提供を委託している。サービスの担い手は、日本もオーストラリアもNGOや日本におけるNPOなどの非営利の団体でも可能である。

自治の異なる点は、公園への支出の大きさにあったように政策の優先順位の違いと、大学などの団体と自治体がより深い連携を行っていることである。

また、州政府の話ではあるが実際にプライバタイゼーションの話もあり、売却益の使い道が重要である。ただ、見方を変えるとプライバタイゼーションは、過大な行政組織を解体する作業であった。

今後の民間に委託した公共サービスの在り方として、外部の民間企業やNGOとの共同での政策実

施を効率的に進めなくてはならない。その一つの手段として「ワーキング・トゥギャザー」(Working Together)が考えられる。ここで、「ワーキング・トゥギャザー」とは、1991年に「Working Together to Safeguard Children」(児童虐待防止へのガイドライン)をイギリス政府が発表し、その手法が省庁横断、情報共有、機関合同研修と能力開発による社会サービスの提供⁽⁷⁾にあったことから、その手法を指している。ワーキング・トゥギャザーでは、ミーティングも頻繁に週1回程度行われ、担当者のトレーニングも共同で行い、それぞれのサービス供給主体が密に連携することで一つの組織のように活動している状況を想定していることから、単なる民間委託の次のステップとして検討すべきである。

その場合、日本のワーキング・トゥギャザーへの課題は、行政の担当者に権限を持たせて、外部委託した関係団体との交渉能力を高めることである。よく会って話をし、問題を共有し、次へと結びつけることは双方の思惑である。そのためには、地域社会の当事者同士としてのパートナーシップの形成が重要である。(永井真也)

第2章 注

- (1) 久保田治郎『オーストラリア地方自治体論— 行革先進国に見る地方分権』(ぎょうせい、1998年)、11頁、13頁。
- (2) 田尾雅夫・深見真希・草野千秋「ニュージーランドの地方自治—中央政府と地方政府—」京都大学経済学研究科ワーキングペーパーJ-63、2006年、16頁。
- (3) Wollongong City Council Delivery Program 2012-17 & Annual Plan 2012-13, Attachment3 –Budget2012-13 and Capital Budget 2012-13, p.27.
- (4) Wollongong City Council Delivery Program 2012-17 & Annual Plan 2012-13, Attachment2–Annual service plans 2012-2013
- (5) ウロンゴン大学シャトルバス
<http://www.uow.edu.au/transport/shuttles/index.html>
(2014.1.15)
- (6) ウロンゴン市公共交通
<http://www.wollongong.nsw.gov.au/city/parkingtransport/Pages/publictransport.aspx> (2014.1.15)
- (7) イギリス保健省・内務省・教育雇用省著(松本伊智朗・屋代通子訳)『子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー』(医学書院、2002年)、110頁、130頁

3 言語教育と国際化

3.1 オーストラリアの言語教育政策

地球上の人間交流は歴史的に一番多く、交流に使われる言語は主に英語である。しかし、言語教育政策においては、英語のみに力を入れるのではなく、国際関係の基になる国と国との相互理解に敬意をはらうべきである。この成果に結びつく外国語教育とそのなかにある文化理解への努力は不可欠である。オーストラリアは、その地政学的な状況を踏まえ、また移民の歴史を通して、文化理解を進めてきた。同様の理由から、国民も外国語教育に関心を持ち 2010 年のエコノミスト・インテリジェンス・ユニットの教育ランキングによりオーストラリアは世界第 2 位になり⁽¹⁾オーストラリアの語学教育も世界的に高く評価されている。

一方、日本も地政学的な意味においては、周辺諸国との状況がオーストラリアと似ているが、他国の文化理解や外国語教育に対する実績は十分とはいえない。日本は移民国家ではないが、国際貿易や留学の実績を考えると、この段階においても十分な実績が積まれていないのが不思議である。外国語教育政策にその答えが見いだせるかもしれない。

1987 年以前のオーストラリアの外国語教育は、ヨーロッパの影響でフランス語とラテン語を基本とするものであった。一部の学校では、たとえばイタリア語やベトナム語等、特定の外国語を学ぶ機会があったが、国全体としての外国語学習政策は実施されていなかった。本来、オーストラリアの教育政策は各州で決定するものであるが、連邦政府の提案に応じることも非常に多い。1987 年に言語政策の専門家であるジョセフ・ロビアンコ (Joseph Lo Bianco) 氏が連邦政府に提出した「言語に関する国家政策」(National Policy on Languages)⁽²⁾と題する報告書は、オーストラリアの外国語教育にとって極めて重要な政策提言となっている。同報告書において、ロビアンコは外国語教育はオーストラリアの国益のみならず、他の教育分野にも好影響を与えるものであると述べた。その結果、1989 年の「国家教育目標」(National Goals for Schooling)⁽³⁾において、英語以外の外国語学習の必要性が謳われることになった。

より最近の「オーストラリアの学校における言語教育に関する国家声明：2005 - 2008 年」(National Statement and Plan for Languages

Education in Australian Schools)⁽⁴⁾は、文化ならびに文化間にあるものの理解、およびコミュニケーション能力の向上を通じての国際的な責任感を有する「国際人」の育成について言及している。さらには、同声明は外国語学習の目的として、「学習者の知的、教育、文化レベルを豊かにすること、学習者が文化を超えてコミュニケーションを図ることができるようにすること、よりよいコミュニケーションと理解を通して社会の結束に貢献すること、コミュニティにおける既存の言語文化的な資源をさらに発展させること、戦略的、経済的、国際的な発展に貢献すること、個人の就職やキャリアの将来性を高めること」⁽⁵⁾を掲げている。また、同声明は外国語学習者の個人達成目標として、「異なる言語や文化のなかで、およびそれらを超えたところで、コミュニケーションを図り、交流し、交渉できるようにすること、自らおよび他者の言語を理解することで、母国語を含む言語の読み書き能力を伸ばすことができるようにすること、自らや他者を理解し、多様なものの考え方、存在、行動を理解および活用できるようにすること、問題解決を図りながら、批判的かつ分析的な考え方を通して、自らの認識能力をさらに発展させることができるようにすること」⁽⁶⁾を挙げている。

3.2 日本の語学教育政策

2002 年度の文部科学省の白書は、『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想⁽⁷⁾として、英語重視の路線を以下のように提示している。

「経済・社会等のグローバル化が進展する中、子どもたちが 21 世紀を生き抜くためには、国際的共通語となっている『英語』のコミュニケーション能力を身に付けることが必要であり、このことは、子どもたちの将来のためにも、我が国の一層の発展のためにも非常に重要となっています。

(中略)

この戦略構想においては、施策の達成目標として、中学校卒業段階で『挨拶や応対等の平易な会話(同程度の読む・書く・聞く)ができる(卒業者の平均が英検 3 級程度)』、高等学校卒業段階で『日常の話題に関する通常の会話(同程度の読む・書く・聞く)ができる(卒業者の平均が英検準 2 級～2 級程度)』ことを目指しています。」

ここでいう「グローバル化」とは英語コミュニケーション能力の向上のみを意味している。この政策を推進するために設定された以下の 5 項目か

らなる目標からも明らかである。

「(1) 英語教員の資質向上及び指導体制の充実
英語教員が備えておくべき英語力の目標値の設定、
英語教員に対する研修の充実、ネイティブスピー
カーの活用促進等

(2) 学習者のモチベーション（動機付け）の高
揚 高校生の留学促進、平成 18 年の導入を目標に
大学入試センター試験においてリスニングテスト
を実施

(3) 教育内容等の改善 『スーパー・イングリッ
シュ・ランゲージ・ハイスクール』の拡充、外国
語教育改善実施状況調査等

(4) 小学校の英会話活動の充実 小学校の総合的
な学習の時間等で英会話活動を行う場合に、外国
語指導助手 (ALT) による指導が行えるよう支援等

(5) 日本人の国語力の向上 『これからの時代に
求められる国語力』の検討、子どもの読書活動の
推進、学校教育における国語教育の充実等」

これらからオーストラリアの政策との違いがいく
つかみえてくる。まず、上記の白書の冒頭にも
「我が国の一層の発展のためにも」とあり、日本の
施策の達成目標の基には「国益」がある。学習
者の生活や個人の発展よりも、国の発展の方が重
要視されていると思われる。学習意欲を上げるた
めに留学と入学試験の変更を提案しているが、そ
れだけでは外国語学習の意欲は上がらないだろう。
外国語学習に取り組む際の個人的な目的・動機が
達成されることに配慮した戦略が示されるべきで
はないか。そのようにすることで、意欲の向上方
法がみえてくる。

他にも気になる点がある。日本では母国語と外
国語教育は関係がないものであると考えられてい
るようであるが、多くの研究者(Leopold 1939-49⁽⁸⁾,
Ianco-Worrall 1972⁽⁹⁾, Ben-Zeev 1977⁽¹⁰⁾)によ
ると外国語教育は母国語に好影響を与えるとの結
果が出されている。Ojima et al.⁽¹¹⁾も同様に、外
国語教育は母国語に悪影響を与えるものではない
としている。Makin et al.⁽¹²⁾によると、外国語教
育は母国語のみならず、他の教育科目にも好影響
を与える。日本語の重要性は疑う余地もないが、
外国語教育との関連性をつけた方がより効果的
である。

文部科学省の白書でさらに気になる点は、英語
学習のみに重点がおかれているところである。日
本の地政学的な位置を考えると、中国語学習によ
り大きな関心がおかれていないことに疑問がある。

オーストラリア連邦政府は、中国語、日本語、イ
ンドネシア語、ヒンディー語の学習を優先的に扱
っている。さらに、韓国語とベトナム語を準優先
的言語として指定している。日本の地政学的な位
置からは、中国語、ロシア語、韓国語にも重点が
おかれるべきである。2003 年度以降の文部科学省
の白書においても外国語教育についての言及がな
されているが、基本的に 2002 年度のものに基づ
となっている。国際化やグローバル化が進むなか
で、子どもたちが 21 世紀を生き抜いていくため
には、英語だけに依存しない方がよいであろう。

3.3 オーストラリアにおける移民のための語学教育

本研究のためにオーストラリアを訪ねた際に、
市民グループによる無料の英語クラスの案内を各
所で目にした。移民した人にとって様々な面で良
いサービスであり、コミュニティへの入口にもな
っている。語学力があるとより活発に社会参加で
きるようになるので政府はこのような市民グル
ープも援助している。少子化と高齢化が進行して
いる日本では、今後は移民との関係が重要な政策
となるだろう。

移民に関する重要な政策の一つとして、移民の
ための国語教育が考えられる。どこの国に移住し
ても、移民はその国の言語を利用できるようにな
らなると不自由を感じる(Christensen & Stanat, 2007⁽¹³⁾)。経済面(たとえば、職種が限られる)、社
会貢献や教育面等において不自由があると生活に
悪影響がある。オーストラリア政府は、移民に 510
時間分の無償の英語教育プログラムを用意してい
る。そのプログラムに関する説明は、27 か国語で
なされている。国際化のためには外をみるだけ
なく、国内をみて、国外からの移民を受け入れる
気持ちを持つことも大切である。オーストラリア
の「移民・市民権省」(Department of Immigration and
Citizenship)の目的は「効率よく管理した入国お
よび移民の定住を通して、オーストラリアの将来
を作る」⁽¹⁴⁾である。

一方、日本の法務省のなかにある入国管理局の
ホームページには、そのモットーとして「ルール
を守って国際化」⁽¹⁵⁾と記されている。同ページ
には「我が国にとって好ましくない外国人を強
制的に国外に退去させることにより、健全な日本
社会の発展に寄与しています。」とも書かれてい
る。これでは移民は暖かく迎えられていないよう
な印

象を受けるであろう。移民のための日本語教育支援についてもホームページには何も書かれていない。周辺の諸外国とより良い関係を築くためには、国内の日本語教育から始めることが大切である。

3.4 おわりに

難民に対するオーストラリアの政策は、現段階では多くの課題を抱えており、教育全般の発展に対してもさらなる取り組みがなされるべきである。しかし、オーストラリアでは、外国語教育は「国益」である以上に、学習者の総合教育のために重要不可欠なものであると考えられている。その観点からすると、教育が進歩すると自動的に学習者の国際的視野も発展することになる。その結果、オーストラリアの国際化や教育全般にも好影響が与えられる。外国語教育と移民のための英語教育は、将来、オーストラリアが国際社会の一員として活躍するために、極めて重要である。

日本の地政学的な状況はオーストラリアと似ているところがあるため、外国語教育に関しても、互いに学ぶことができる。語学教育に関して、現在の日本が検討すべき課題は、英語のみに重点をおきつづけるべきであるかどうか、また、移民のための日本語教育をどのように発展させることができるかということにある。(ハグリー・エリック)

第3章 注

(1) Australian International Education Advisory Council Report, 2013, "Australia – educating globally Advice from the International Education Advisory Council" <https://aei.gov.au/IEAC2/theCouncilsReport/Documents/Australia%20%E2%80%93%20Educating%20Globally%20FINAL%20REPORT.pdf> (Retrieved 1 July, 2013)

(2) Lo Bianco, J. 1987, The National Policy on Languages, December 1987-March 1990. Report to the Minister for Employment, Education and Training. http://www.eric.ed.gov/ERICWebPortal/custom/portlets/recordDetails/detailmini.jsp?_nfpb=true&_ERICExtSearch_SearchValue_0=ED355819&ERICExtSearch_SearchType_0=no&accno=ED355819 (Retrieved 1 July, 2013)

(3) MCEETYA, 1989, National Goals for Schooling. http://www.mceetya.edu.au/mceecdy/hobart_declaration,11577.html (Retrieved 1 July, 2013)

(4) MCEETYA, 2005, National Statement and Plan for Languages Education in Australian Schools 2005–2008, DECS Publishing, Adelaide.

(5) 著者による翻訳。

(6) *Ibid.*

(7) 文部科学省 2002 年白書 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200201/hp

ab200201_2_015.html (Retrieved 1 July, 2013)

(8) Leopold, W. F., 1939–49, The Speech Development of a Bilingual Child, 4 vols, Evanston.

(9) Ianco-Worrall, A. D., 1972, 'Bilingualism and Cognitive Development', *Child Development*, Vol. 43, pp. 1390–1400.

(10) Ben-Zeev, S. 1977, 'The Influence of Bilingualism on Cognitive Strategy and Cognitive Development', *Child Development*, Vol. 48, pp. 1009–1018.

(11) Ojima, S., Nagai, A., Taya, F., Otsu, Y., 2011, Effects of Foreign-Language Learning on the Mother Tongue Centre for Advanced Research on Logic and Sensibility The Global Centers of Excellence Program, Keio University.

http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php?file_id=52682 (Retrieved 1 July, 2013)

(12) Makin, L., Campbell, J. & Jones Diaz, C. 1995, *One Childhood: Many Languages*, Sydney Harper-Collins Educational.

(13) Christensen, G., and Stanat, P. 2007, *Language Policies and Practices for Helping Immigrants and Second-generation Students Succeed*. Washington, DC: Migration Policy Institute.

www.migrationpolicy.org/pubs/ChristensenEducation091907.pdf (Retrieved 1 July, 2013)

(14) Department of Immigration and Citizenship, <http://www.immi.gov.au/about/> (Retrieved 1 July, 2013)

(15) 入国管理局, <http://www.immi-moj.go.jp/> (Retrieved 1 July, 2013)

4 ニュージーランドのジェンダー政策

4.1 調査の背景—ニュージーランドの女性の地位

ニュージーランドは、1938 年に「社会保障法」(Social Security Act 1938) を制定させ、税金に基づく各種の所得保障給付や医療保障給付等を導入する等、包括的な社会保障制度の拡充を図ってきたことから、世界で名だたる福祉国家としてその名が知られるようになった。また、1873 年に「女性雇用保護法」(Employment of Females Act 1873) を制定し、女性の法定労働時間 (8 時間制) や女性の深夜労働の禁止等に関する規定を設けることで、世界的には極めて早い段階で女性労働者の保護政策にも着手してきた国でもある⁽¹⁾。さらには、1893 年に世界初となる国政レベルでの女性の参政権を認めており⁽²⁾、労働分野のみならず、政治分野においても早い段階で女性の参画を促す政策がとられてきた。現在までに二人の女性首相が誕生している⁽³⁾。2008 年の総選挙の結果、国会 (一院制) の 122 議席のうち、41 議席を女性が占め、女性国会議員の割合は 34% となった⁽⁴⁾。

世界経済フォーラム (World Economic Forum)⁽⁵⁾ が毎年公表している「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」(Global Gender Gap Report) によ

ると、2012年のニュージーランドのグローバル・ジェンダー・ギャップ指数(Global Gender Gap)⁽⁶⁾は0.7805とされており、世界第6位として位置づけられた⁽⁷⁾。なお2011年のランクは第6位、2007年から2010年までは第5位であった⁽⁸⁾。一方、日本のグローバル・ジェンダー・ギャップ指数は0.6530となっており、順位でいうと、世界第101位と極めて低い⁽⁹⁾。日本の場合は経済と政治の分野における男女格差が大きく、経済分野においては0.5756(世界第102位。ニュージーランドは0.7822で世界第15位)、政治分野においては0.0705(世界第110位。ニュージーランドは0.3703で世界第9位)という指標が出されている⁽¹⁰⁾。

このように、ニュージーランドは社会保障分野のみならず、ジェンダー平等の分野においても、アイスランドや北欧諸国等に続き、相対的にその達成度が高い。本調査においてニュージーランドを調査先として選択した理由の一つは、同国でとられてきた政策が、ジェンダー平等の分野において他の国家、特に先進国に比べると大きな遅れをとっている日本の政策に大きな示唆を与える比較対象となると判断したからである。

4.2 訪問先の詳細

本調査では、ニュージーランドの総合的な意味でのジェンダー政策全般に関する聞き取り調査をするために、「女性課題省」(Ministry of Women's Affairs)や各分野で活躍をする民間女性団体の統括団体である「ニュージーランド女性評議会」(National Council of Women of New Zealand)の本部を訪問した。また、ジェンダーの専門家であるウェリントン・ビクトリア大学社会学・カルチュラルスタディーズ学部のキャロル・ハリントン(Carol Harrington)専任講師へのインタビューも実施した。そのほか、ジェンダーに起因する暴力の一形態であり、本章の執筆者がかねてより関心を寄せてきたニュージーランドにおけるドメスティック・バイオレンス(DV)の状況や1995年に制定された「ドメスティック・バイオレンス法」(Domestic Violence Act 1995)の2009年の改正後の履行状況に関する聞き取り調査をするために、DVを含むファミリー・バイオレンスの被害者(子どもを含む)の支援活動を行っているNGO「女性の避難所」(Women's Refuge)を訪問し、同団体のスタッフおよび同団体の準会員団体で、移民や難民の女性のファミリー・バイオレンスの被害者を

対象に支援活動を行っているNGO「シャクティ・コミュニティ協議会」(Shakti Community Council Inc. シャクティとはサンスクリット語で女性の力、エネルギーを意味する)のメンバー団体「シャクティ・エスニック・女性支援グループ・ウェリントン」(Shakti Ethnic Women's Support Group Wellington Inc.)のスタッフ等からも話を聞かせてもらうことができた。

ニュージーランドでは、ジェンダー不平等やジェンダーに起因する暴力とも密接なかかわりを有する児童虐待の深刻化が問題視されてきたが、その状況を受け、同政府は2012年10月から被虐待児の支援と保護に向けての抜本的な改革に乗り出した。その改革の内容を調査するために、関係省庁である社会開発省(Ministry of Social Development)内の「子ども・若者・家族局」(Child, Youth and Family)を訪問し、保護・ケア・保護支援担当マネージャー(Manager Protection, Care and Protection Support)およびその場に同席していただいたニュージーランド警察の全国ファミリー・バイオレンス・コーディネーター(National Family Violence Co-ordinator)から、政府の「子どものための行動計画」(Children's Action Plan)の詳細を聞かせていただいた。また、子どもの権利や児童虐待の問題に取り組んできたロバート・ルドブルック(Robert Ludbrook)弁護士と家族法の専門家であるウェリントン・ビクトリア大学法学部のビル・アトキン(Bill Atkin)教授からも児童虐待の社会的背景および法的な見地からの専門的な知識を提供していただいた。

本稿ではスペースの関係もあり、これらのすべてを紹介することができないため、女性課題省およびニュージーランド女性評議会での聞き取り調査や文献調査で得られたデータに基づいて同国のジェンダー政策の概要や課題等を簡略にまとめて報告する。DVや児童虐待に対する法政策についての報告は別の機会に譲る。

4.3 女性課題省の概観

ニュージーランドの女性課題省は1984年の政治基本方針を受け、同年にジェンダー平等の課題を扱うために設置された独立した省である。1975年にメキシコ・シティーで開かれた第一回世界女性会議で「国際女性年の目標の実施に向けた世界行動計画」(The World Plan of Action for the Implementation of the Objectives of the International

Women's Day) が採択され、そのなかであらゆるレベルの政策やその決定過程に女性の声を反映させるために、専門的なナショナル・マシーナリーを設置することが求められた (パラグラフ 31) ⁽¹¹⁾。同計画の採択以降、世界各国でジェンダー平等に関するナショナル・マシーナリーが設置されてきた経緯がある。女性課題省はジェンダー平等に関するニュージーランドのナショナル・マシーナリーである。同省には大臣 ⁽¹²⁾ の下に、1 名のチーフ・エグゼクティブおよび政策、指導部における女性、企業支援の各分野を担当する 3 名のディレクターから構成される実務上の執行チームがいる ⁽¹³⁾。なお日本では、2001 年になってからようやく内閣府のなかに男女共同参画局がナショナル・マシーナリーとして設置されたが、同局はあくまで一つの府省庁の一部局にすぎない。

女性課題省が取り組んでいる課題は①女性の大幅な経済的独立、②指導部への更なる女性の導入、③暴力からの安全の確保の増加の三分野に分かれる。同省の設置目的は女性の地位向上に関する政策上の助言を各省に与えることにあり、また同時に同国の政策をジェンダーの観点から見直すことにある。業務の一環として、政府関係の各委員会のメンバーとして適切だと思われる女性の推薦も行っている。その結果、政府関係の委員会のメンバーの 42% が女性で占められるようになった (2012 年 12 月の聞き取り調査当時)。

女性課題省は独立した省であるものの、専用の建物は有しておらず、ビルの一角に事務所を借りて業務を実施している。また支部も設置されていない。27 名の常勤スタッフ (大臣を除く。うち 2 名は男性) が在職している (2012 年 12 月の聞き取り調査当時)。また、2011 年の総歳入は 500 万 6,000NZ ドル (2013 年 6 月 28 日の為替レートで約 3 億 8,000 万円) であり、2012 年の総歳入は 457 万 6,000NZ ドル (2013 年 6 月 28 日の為替レートで約 3 億 5,000 万円) であった ⁽¹⁴⁾。これらのことから分かるように、同省は人員面からも財政面からみても極めて小規模である。現在は政策助言を主たる業務としているが、将来的に同省が課題として取り組んでいる 3 分野において、さまざまな立場にある女性の地位向上をもたらすための個別のプロジェクトを遂行、あるいはそのようなプロジェクトを行っている NGO 等への財政支援をすることになれば、これだけの歳入ではその実施は困難である。

ニュージーランドは「女性差別撤廃条約」を 1985 年に、「女性差別撤廃条約選択議定書」を 2000 年に批准した。同条約の批准に際し、当初はいくつかの留保をつけていたが、2007 年にはすべての留保を外した ⁽¹⁵⁾。日本もニュージーランドと同年に同条約を批准したが、個人通報制度を規定している同条約の選択議定書の批准は現在にいたるまで行っておらず、早期の批准が求められるところである ⁽¹⁶⁾。これまでにニュージーランドは同条約締約国に課せられる定期報告書である政府報告を女性差別撤廃委員会に 7 回提出している。政府報告の第 7 回審査は 2012 年 7 月に実施され、同委員会からの総括所見が同月に発表された。女性課題省は政府報告の作成を担当しているほか、同委員会における審査時には大臣のほか、同省のスタッフを派遣する等、国際的な意味での対外業務についても責任を有している。そのなかには、たとえば国連女性の地位委員会 (CSW) の年次総会等のジェンダー平等に関する国際会議に出席する前に、国連女性機関 (UN Women) や国際ゾンタ (ZONTA International) のようなジェンダー平等に向けての国際的な活動を行っている諸機関との情報共有のための会議を開催する等業務も含まれている (年 3 回の会議)。

また、国内の団体との協議という点に関しては、ジェンダーの分野で活発な活動を展開している重要な NGO と日常的に連絡を取っているほか、特に暴力に関する分野においては、その分野で活躍している NGO に対して、同省が行っている関連業務についての説明を行っている。

4.4 ジェンダー政策の現況

ニュージーランドには、日本で 1999 年に制定された「男女共同参画社会基本法」のようなジェンダー平等政策全般を網羅するための法は制定されていないが、1993 年に制定された「人権法」(Human Rights Act 1993) ⁽¹⁷⁾ によって、ジェンダー差別、宗教や人種に基づく差別、皮膚の色による差別、性的指向等のさまざまな形態の差別が禁止されている ⁽¹⁸⁾。

雇用の分野においては、1960 年に公共部門における均等賃金を定めた「公職均等賃金法」(Government Service Equal Pay Act 1960)、また 1972 年にはすべての部門における均等賃金を定めた「均等賃金法」(Equal Pay Act 1972) が制定されている ⁽¹⁹⁾。2000 年に制定された「雇用関係法」

(Employment Relations Act 2000) においては、職場における差別やセクシュアル・ハラスメント等の被害を受けた被雇用者による苦情の申立てに関する条文が規定されており⁽²⁰⁾、2008年の同法の改正時には職場における授乳施設の設置を雇用者に課するための条文が追加された。また、人権法にその根拠規定がおかれている人権委員会 (Human Rights Commission)⁽²¹⁾ のなかに、2001年の同法の改正に基づいて「雇用機会均等コミッショナー」 (Equal Employment Opportunities Commissioner) があらたに設置された。同委員には、雇用における機会均等や同一価値労働同一賃金に関する助言や指導を与える責任が課せられている⁽²²⁾。このようにニュージーランドでは均等賃金に関する法制度が時代を追って整備されてきたが、女性課題省での聞き取り調査においても指摘がなされたように、男女間の賃金格差は他国と比べると小さいものの、女性の賃金は男性のそれと比較すると9.3% (2012年段階)⁽²³⁾ 低い。

日本と比較するとジェンダー平等のレベルがはるかに進んでいるといえるニュージーランドであるが、女性差別撤廃委員会から出されたニュージーランドの第7回政府報告に対する最終見解では、同国のすべての国家計画や政府機関において、ジェンダーの主流化を図るための手段が十分にとられていないことに対する憂慮が示されている (パラグラフ 16)⁽²⁴⁾。同パラグラフではあわせて、同国における女性のための国家計画が2009年に終了した後新しい計画が策定されていないこと、および女性課題省が多くの任務を果たすのに十分な財政を有していないことに対しても憂慮が示されている。

ニュージーランドでは、2005年に「ファミリー・バイオレンスに対する行動に向けてのタスク・フォース」 (Taskforce for Action on Violence within Families) が設置され、それ以降、現在にいたるまで政府機関と NGO が協力して、ファミリー・バイオレンスを根絶するための取り組みを行ってきた。また、2007年からは同タスク・フォースが「ファミリー・バイオレンスに関するアクション・キャンペーン」 (Campaign for Action on Family Violence) を実施している。しかし、上述の女性差別撤廃委員会の最終見解も指摘しているように、詳細な統計データはないが、女性に対する暴力は高いレベルで発生している (パラグラフ 23)⁽²⁵⁾。

4.5 女性団体からの声—ニュージーランド女性評議会とシャドウ・レポート

1896年にクライストチャーチで設立され、現在、ウェリントンに本部を置いているニュージーランド女性評議会は、家族や育児、暴力等の問題にみられるジェンダーや女性の地位に関する課題にフェミニストの視点から熱心な取り組みを行ってきた。国内に22の支部を有し、また、個人および各種の女性団体が会員として登録している。いかなれば、同国で活動をしている女性団体の民間統括組織として位置づけられるものである。本部には2名の有給常勤スタッフを配置し、ボランティアやインターンも受け入れている。

長い歴史を有するニュージーランド女性評議会は、同国でジェンダー平等に向けての立法や他の具体的な政策が進められるように政府機関が発行する報告書等を議論し、改善に向けてのキャンペーン (たとえば、フェイスブックを通して、性暴力に反対するキャンペーンを実施) を組織する等の活動を行っている。また、女性差別撤廃委員会における定期審査に民間からの声を反映させることができるようにするための NGO による共同のシャドウ・レポートを作成するときに、各 NGO からの意見等を取りまとめる役割も果たしている。女性差別撤廃委員会による第7回定期審査の際も「差別を経験する女性たち—2012年」 (Women Experiencing Discrimination-2012) と題するシャドウ・レポートを発行し (2012年4月)、同委員会に提出している⁽²⁶⁾。

以下では、ニュージーランド女性評議会での聞き取り調査およびシャドウ・レポートの内容に基づいて、ニュージーランドにおけるジェンダー平等に関する民間の女性団体の声を簡単に紹介する。

2004年にニュージーランド政府は5年間の「賃金と雇用におけるエクイティのための行動計画」 (Pay and Employment Equity Plan of Action) に着手した。同年に、同行動計画の実施機関として、「ビジネス・刷新・雇用省」 (Ministry of Business, Innovation, and Employment) の労働局 (Department of Labour) のなかに、「賃金と雇用におけるエクイティのための部局」 (Pay and Employment Equity Unit) が設置された。しかし、行動計画の終了にあわせて、2009年に同局は閉鎖された。雇用分野においては、男女間の賃金格差や男女間の職域分離問題があり、また同一価値労働同一賃金も達成されていないにもかかわらず、同閉鎖により、公的

部門におけるジェンダー不平等や男女間の賃金格差を縮小させるためのプログラムを続行できなくなった⁽²⁷⁾。この点からみると、現ニュージーランド政府は賃金や雇用におけるエクイティ問題に関して後ろ向きの姿勢をとっているといえる⁽²⁸⁾。

また、世界規模で進む景気の後退はニュージーランドでも女性の貧困問題に影響を与えてきたが、女性のなかでも特にマオリと南太平洋諸国にルーツを持つ女性たちが特に大きな影響を受けている⁽²⁹⁾。女性労働者のなかでも、これらの女性たちの時間当たりの賃金は、女性全体のそれと比べると明確に低い⁽³⁰⁾。

女性に対する暴力についてであるが、上述の政府によるファミリー・バイオレンスに対するキャンペーンの実施により社会における意識が向上し、以前に比べるとより多くの暴力の被害者が NGO に救済を求めるようになった⁽³¹⁾。そのような状況であるにもかかわらず、一方で政府からの財政支援は削減されており、NGO による支援状況に影響が出ている⁽³²⁾。

4.6 おわりに

ニュージーランドにおける聞き取り調査の結果、同国は日本と比べると格段に人口（約 450 万人）が少なく、また首都でありながらも都市としての規模が非常に小さいウェリントン（約 40 万人）の中心部に、公的および民間のジェンダー関係の機関が集中していることから、公的機関と NGO との距離が物理的に近く、相互交流しやすい環境にあることがみえてきた。両関係者が互いに知り合いであることが多く、日本に比べるとニュージーランドの方がジェンダー平等政策を含む政策全体に民間からの声を反映させやすい状況にあるといえよう。

ジェンダー政策の研究においては政治参画、経済、雇用、女性に対する暴力、家族、教育、健康等のさまざまなテーマにおける個別の状況を丁寧に把握し、各々のテーマに基いた（法）政策の履行状況や課題を見出ししていく必要がある。今後は日本のジェンダー政策の改善につなげるための比較研究という意味において、日本よりもその達成度が高いニュージーランドのジェンダー政策のうち日本の政策にとって特に参考となる点、あるいはニュージーランドと日本の両国において改善を要する共通課題を個別のテーマ毎に深く掘り下げて検討していきたい。（清末愛砂）

第 4 章 注

(1) 日本では 1911 年に工場法が制定され、同法のなかで女性の工場労働者と 15 歳未満の子どもの就業時間の制限や深夜業の禁止等の規定が盛り込まれた（1916 年施行）。1947 年には労働基準法が制定され、女性労働者の時間外労働や休日労働の制限および深夜業の原則禁止に関する規定が盛り込まれたが、1997 年の同法の改正に基づき、1999 年以降はこれらの規定が廃止されている。ただし、妊産婦に関する保護規定は現行法内にも残っている。また、1985 年に勤労婦人福祉法を改正する形で男女雇用機会均等法が制定（1986 年施行）され、雇用管理における性差別が禁止された。2007 年の同法の改正以降は雇用管理における男女双方に対する差別が禁止されている。

(2) 日本では 1945 年に普通選挙法の改正が行われ、初めて女性の参政権が認められた。

(3) 1997 年に国民党のジェニー・シップリー（Jenny Shipley）が第 36 代首相として就任（在職期間は 1997 年から 1999 年）し、ニュージーランド初の女性首相となった。また、1999 年には労働党のヘレン・クラーク（Helen Clark）が第 37 代首相として就任した。クラーク元首相の在職期間は 1999 年から 2008 年までの長期に渡るものであった。

(4) Ministry of Women's Affairs(a), 2010, The Status of Women in New Zealand, CEDAW Report 2010: New Zealand's Seventh Report on its Implementation of the United Nations Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, Wellington, p.8. <http://mwa.govt.nz/sites/mwa.govt.nz/files/cedaw-2010.pdf> (Retrieved 24 June, 2013)

(5) 世界経済フォーラムは 1971 年に設立された独立した国際 NGO であり、スイスのジュネーブに本部が置かれている。世界状況の改善を目指して、政治経済や他の国際問題に関するレポートの作成、各種のプロジェクトの実施等を行っている。

(6) 世界経済フォーラムは各国のジェンダー平等の達成度を示すために、毎年、グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書を公表している。グローバル・ジェンダー・ギャップ指数とは、①経済、②教育、③政治、④健康のそれぞれの分野におけるジェンダー平等の達成度を測ったものであり（最大値は 1）、同指数の総合スコアは 4 分野のスコアを平均したものである。

(7) World Economic Forum, 2012, The Global Gender Gap Report 2012, Cologny/Geneva, p. 10. http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2012.pdf (Retrieved 24th June, 2013)

(8) *Ibid.*, p.8.

(9) *Ibid.*, p.11.

(10) *Ibid.*, pp.10-11.

(11) United Nations, 1976, Report of the World Conference of the International Women's Year, New York, F/CONF.66/34, p.14.

(12) 2013 年 6 月現在、国民党の女性国会議員ジョー・グッドヒュー（Jo Goodhew）が女性課題省大臣を務めている。

(13) 女性課題省では、政策分野担当のディレクターに聞き取り調査を行うことができた。なお、執行チームの

構成や担当者の略歴は、同省のウェブサイトに掲載されている。<http://mwa.govt.nz/our-people> (Retrieved 25 June, 2013)

(14) Ministry of Women's Affairs(b), 2012, Ministry of Women's Affairs Annual Report for the Year Ended 30 June 2012, Wellington, p.18.

(15) Ministry of Justice, Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, <http://www.justice.govt.nz/policy/constitutional-law-and-human-rights/human-rights/international-human-rights-instruments/international-human-rights-instruments-1/convention-on-the-elimination-of-all-forms-of-discrimination-against-women> (Retrieved 25 June, 2013)

(16) 日本は女性差別撤廃条約選択議定書に基づく個人通報制度のみならず、国際人権条約におけるいずれの個人通報制度も現在にいたるまで受託していない。

(17) 1993年人権法は、「1971年人種関係法」(Race Relations Act 1971)および「1977年人権委員会法」(Human Rights Commission Act 1977)を修正統合する形で制定された。制定以降、現在にいたるまで6回にわたる改正がなされている。

(18) 1993年人権法第21条に禁止対象となる差別の形態が規定されている。

(19) 日本では労働基準法第4条で、男女同一賃金の原則が規定されている。

(20) 日本では雇用機会均等法第11条によって、事業主は職場におけるセクシュアル・ハラスメントに対応するために必要とされる体制の整備、雇用管理上の措置を行わなければならないことが規定されている。また、厚生労働大臣の指針(2006年厚生労働省告示第615号)により、セクシュアル・ハラスメント防止に向けて事業主がとらなければならない具体的な措置内容(全9項目)が定められている。

(21) 人権委員会は「1977年人権委員会法」(Human Rights Commission Act 1977)によって設置され、1993年人権法によりその機能が強化されてきた。同委員会はニュージーランドにおけるレイシズムやジェンダー差別等の人権問題を取り扱う独立した専門機関として位置づけられている。

(22) Human Rights Commission, 2012, New Zealand Human Rights Commission's Report to the Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW): Participation by NHRIs 52nd Session, 18th July 2012, Wellington, p. 5. <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/New>

ZealandHumanRightsCommissionForTheSession.pdf (Retrieved 25 June, 2013)

(23) Ministry of Women's Affairs(b), *cp.cit.*, p.6.

(24) Committee on the Elimination of Discrimination of All Forms of Discrimination against Women, 2012, Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women: New Zealand, Geneva, CEDAW/C/NZL/CO/7, p. 4. <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/co/CEDAW-C-NZL-CO-7.pdf>. (Retrieved 25 June, 2013)

(25) *Ibid.*, p.6.

(26) シャドウ・レポートはニュージーランド女性評議会の以下のウェブサイトからダウンロードできる。<http://www.ncwnz.org.nz/assets/Uploads/Women-experiencing-discrimination-2012-FINAL.pdf> (Retrieved 26 June, 2013)

(27) *Ibid.*, p.9 and p.40.

(28) *Ibid.*, p.39.

(29) *Ibid.*, p.5.

(30) *Ibid.*, p.41.

(31) *Ibid.*, p.19.

(32) *Ibid.*, p.2 and p.20.

5 結語

日本における社会政策は、グローバル化による貧困の拡大、特に女性の貧困化の益々の悪化等を受け、新しい局面を迎えている。少子化に伴う人口減少社会がこのまま続いていくなれば、日本への移民の導入がさらなる重要な政策課題として現実味を帯びるであろう。

オーストラリアにおける公共サービスや言語教育・国際化、およびニュージーランドにおけるジェンダー政策は、これまでの日本では多くの関心が払われてこなかった。しかしながら、本調査を通して得られたこれらの分野に関する知見は、今後の日本の社会政策のみならず、行政運営等の異なる分野に関する政策においても、十分参考になるものであろう。